

諮問番号：令和4年度諮問第28号
答申番号：令和4年度答申第41号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和2年12月18日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護開始申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、処分庁に対して、住居と居所を説明したにもかかわらず、趣旨が伝わっておらず、処分庁の居住実態調査について不服があり、本件処分は違法・不当である。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件についてみると、処分庁は、令和2年12月14日付けで審査請求人が行った法に基づく保護開始申請（以下「本件申請」という。）について、本件申請に係る申請書に記載の住所での審査請求人の居住実態がないとして、本件処分を行ったことが認められる。

(2) 居住地における保護の実施責任は、要保護者の居住地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住の事実がある場所であるとされている。

審査請求人は、本件申請の日より〇〇〇〇〇〇にある住居（以下「A住宅」

という。)に居住すると発言し、本件申請を行っているものの、処分庁が調査したところ、本件申請の後の令和2年12月16日においても、A住宅には人が居住している形跡はなく、審査請求人自ら〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にある住居(以下「B住宅」という。)において、食事、寝泊り等をしている旨の発言を行っている。これらのことからすると、本件申請の時点において、A住宅に審査請求人の居住の事実があるとは認められない。

したがって、申請内容と審査請求人の居住実態には相違があり、審査請求人の保護の要否について判断することは困難であるから、処分庁が本件処分を行ったことは妥当である。

- (3) 審査請求人は、住居と居所を説明したのにもかかわらず、趣旨が伝わっておらず、居住実態調査に不服がある旨主張する。

処分庁担当者は、審査請求人の居住の実態を確認するため、A住宅及びB住宅に審査請求人と同行し、住居の内部等の確認を行ったことが認められる。また、審査請求人からB住宅で食事、寝泊り等を行っている旨を聞き取ったことが認められる。

処分庁は、これらの調査結果を基に本件処分を行ったことが認められるが、処分庁の調査に不合理な点はなく、審査請求人の主張は採用できない。

- (4) なお、本件処分の通知書には、処分の理由として、「申請があった住居での居住実態が認められないため」と記載されている。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟(不服申立て及び訴訟)提起の便宜を図るためと解される。

審査請求人は、本件審査請求を行っており、種々主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、本件処分の理由には、根拠となる法令についての記載がなく、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、要保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

- (5) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和4年11月25日	諮問書の受領
令和4年11月28日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：12月12日 口頭意見陳述申立期限：12月12日

令和4年12月21日 第1回審議
令和5年 1月23日 第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。
- (3) 法第19条第1項は、「都道府県知事、市長及び社会福祉法（中略）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。」と定め、同項第1号において「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」とし、同項第2号において「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」と定めている。
- (4) 法第24条第1項は、「保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。（中略）1 要保護者の氏名及び住所又は居所（後略）」と、また、同条第3項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と定めている。
- (5) 法第28条第1項は、「保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施（中略）のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ（中略）ることができる。」と定めている。
- (6) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第2は、「保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであること。なお、

現にその場所に居住していなくても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも考慮のうえ、その場所を居住地として認定すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

- (7) 行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。（後略）」と定めている。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）等によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 令和2年12月14日、審査請求人は、処分庁を訪問し、本件申請を行った。本件申請に係る申請書には、住所の欄にA住宅の所在地が記載され、保護を受けようとする者の欄には、世帯主として審査請求人の氏名が記載されている。

同日の面接記録票には、来訪の目的及び生活状況の欄に「（前略）現在は育ての親と家〔B住宅〕をシェアして住んでおり、家事手伝いをして小遣いを得ている状態であることが心苦しいため、今日から（主）〔審査請求人〕が管理している空家〔A住宅〕に転居し、単身で保護を受けたいと申請〔本件申請〕を希望される。」と、備考欄に「資産：（主）名義の持家あり。（中略）住宅：本日から（中略）〔A住宅〕に住むとのこと。（中略）親族：（中略）〔B住宅〕は仲間とシェアしていると話し、仲間とは、育ての親とのこと。（後略）」と記載されている。

- (2) 令和2年12月16日、処分庁担当者は、本件申請に係る居住実態の確認のために、A住宅を訪問（以下「A住宅訪問」という。）した。

A住宅訪問に係るケース記録票には、「（前略）（主）土足で家にあがり（中略）食料はどこにも見当たらず、人が住んでいないことは明らかであった。（中略）〔審査請求人は、B住宅〕で食事をしている。（中略）寝泊りも向こう〔B住宅〕でしている。（中略）風呂も向こうで入っているとのこと。（中略）〔A住宅の〕キッチンには段ボールや家電が点在している。（中略）電気はつき、水は出た。ガスは不明。（中略）衣類や布団があるかは不明。（後略）。」と記載されている。

A住宅訪問の後、同日に、処分庁担当者は、本件申請に係る居住実態の確認のためにB住宅を訪問（以下「B住宅訪問」という。）した。

B住宅訪問に係るケース記録票には、「(前略)〔審査請求人は、B住宅を〕見られることには抵抗がある様子であった。5分で(主)の部屋だけで構わないので見たいと伝える。大きな新築の家。(中略)廊下の途中に(主)の部屋があり、中を見ると、衣類や寝具があり、エアコンもついており、温かい。

(中略)明らかに住んでいる様子であった。家の外で(主)と別れると、(主)はそのまま(中略)〔B住宅〕に入っていた。」と記載されている。

(3) 令和2年12月17日付けのケース記録票には、「(前略)訪問調査〔A住宅訪問及びB住宅訪問〕及び(主)からの聞き取りにより、(主)より申請があった住居での居住実態が認められないため、(中略)〔本件申請〕を却下する。」と記載されている。

(4) 令和2年12月18日付けの、処分庁が公用請求したA住宅に係る全部事項証明書には、平成11年4月8日の贈与により、土地の共有者の1人が審査請求人になっていること、令和2年12月18日付けの、処分庁が公用請求したB住宅に係る全部事項証明書には、平成28年6月30日の売買により、土地の所有者が審査請求人になっていること及び平成29年3月1日に新築されたB住宅の所有者が審査請求人になっていること、がそれぞれ記載されている。

(5) 令和2年12月18日付けで、処分庁は本件処分を行った。

本件処分の通知書には、却下の理由として「申請があった住居での居住実態が認められないため」と記載されている。

(6) 令和2年12月24日、審査請求人は、処分庁を訪問し、本件処分に対する審査請求について相談した。

同日のケース記録票には、「(前略)〔A住宅訪問及びB住宅訪問〕時の聞き取り等で、申請日以降も(中略)〔B住宅〕で食事や入浴、睡眠等をして生活していると(主)自身が話していたこと。(中略)〔B住宅で〕明らかに現在も生活している様子があったことを伝える。(中略)生活保護は現在の生活状態に基づいて決定をするため、現在衣食住をしている(中略)〔B住宅〕に(主)の生活実態があると判断したことを伝える。」と記載されている。

(7) 令和2年12月25日、審査請求人は本件審査請求を行った。

(8) 令和3年1月21日、審査請求人は処分庁を訪問した。

同日のケース記録票には、「(前略)現在の生活状況を聞くと、(中略)〔B住宅〕で食事も1日2～3食摂り、睡眠も問題ないと話し、(中略)〔B住宅〕で現在も問題なく生活できていることを確認する。また、〇〇のお遣いをするので、お金をもらっているとの話もあった。(中略)仮に、実際に(主)の生活実態が(中略)〔A住宅〕に移って単身で生活保護を受給した場合、(中略)〔B住宅〕は(主)の資産であるため、その資産活用について検討する必要があることを説明する。(主)は、「名義変更すれば良いだけだ」と話

す（後略）」と記載されている。

3 判断

(1) 処分庁は、本件申請について、本件申請に係る申請書に記載された住所の所在するA住宅には、審査請求人の居住実態がないとして、本件処分を行ったことが認められる。

(2) 保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（処理基準）を定めている。

前記1（3）の法第19条第1項第1号のとおり、保護の実施機関の保護の実施責任は、所管区域内に居住地を有する要保護者と定められており、前記1（6）のとおり、次官通知第2において、居住地とは、要保護者の居住の事実がある場所であると示されている。

上記の処理基準の内容は、法の基本原理（法第1条及び第4条参照）に照らして合理的なものと言える。

(3) 審査請求人は、処分庁には住居と居所を説明したのにもかかわらず、趣旨が伝わっておらず、居住実態調査に不服がある旨主張する。

本件についてみると、前記2（1）及び（2）のとおり、審査請求人は、本件申請の日からA住宅で居住すると発言し、本件申請を行っているものの、本件申請の後に処分庁がA住宅訪問及びB住宅訪問により調査したところ、A住宅には人が居住している形跡はなく、審査請求人自らB住宅において、食事、寝泊り等をしている旨を発言し、実際、明らかに住んでいる様子であったこと、また、前記2（8）のとおり、本件処分の後であるが、審査請求人が処分庁を訪問した際にも、審査請求人は、B住宅で食事を1日2～3食摂っている旨発言し、処分庁は、審査請求人がB住宅で生活している旨確認している。

そうすると、本件申請の時点において、A住宅に審査請求人の居住の事実があるとは認められないとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

また、前記1（6）のとおり、次官通知においては、現にその場所に居住していなくても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、その場所を居住地として認定する旨が示されているところ、上記事実からすると、B住宅は単に一時的な便宜のために居住しているに過ぎないとみることはできず、かかる点においても、A住宅には審査請求人の居住実態はないとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

(4) 次に、本件申請の時点における審査請求人に対する保護の要否についてみる。

前記1（2）のとおり、法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。

本件についてみると、前記2（1）及び（8）のとおり、本件申請の時点において、審査請求人はB住宅に居住し、どの程度であるかは判然としないものの収入を得ていること及び前記2（4）のとおり、A住宅の土地が審査請求人の共有に属するのみならず、B住宅も、審査請求人が所有する資産であることからすれば、審査請求人は活用し得る資産を有することが認められる。

そうすると、本件申請の時点において、審査請求人には保護の必要があったと見ることはできず、その点においても、本件申請を却下した処分庁の判断に不合理な点は認められない。

（5）以上のことから、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第6 付言

本件処分の違法性を左右するものではないが、本件処分の通知書には、処分の理由として、「申請があった住居での居住実態が認められないため」と記載されているのみであることから、以下付言する。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

審査請求人は、本件審査請求を行っており、種々主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、本件処分の理由には、根拠となる法令についての記載がなく、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、要保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に明記することが望まれるとの審理員の意見に、当審査会も同意見である。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長）野呂 充

委員 重本 達哉

委員 船戸 貴美子